

議案第 28 号

令和 3 年度狭山市一般会計補正予算（第 13 号）

補正予算別冊のとおり

令和 4 年 3 月 17 日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和3年度狭山市一般会計補正予算（第13号）

令和3年度狭山市一般会計の補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ262,581千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,619,256千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		千円 12,771,397	千円 72,807	千円 12,844,204
	2 国庫補助金	6,086,067	72,807	6,158,874
20 繰入金		2,975,976	11,174	2,987,150
	2 基金繰入金	2,650,120	11,174	2,661,294
23 市債		3,751,454	178,600	3,930,054
	1 市債	3,751,454	178,600	3,930,054
歳入合計		55,356,675	262,581	55,619,256

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 教育費		千円 4,672,224	千円 262,581	千円 4,934,805
	3 中学校費	531,133	262,581	793,714
歳 出 合 計		55,356,675	262,581	55,619,256

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
10 教育費	3 中学校費	中学校校舎等改修事業	千円 262,581

第3表 地方債補正

変 更

起債の目的	区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中学校校舎等改修事業費	補正前	千円 26,200	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
	補正後	204,800	同上	同上	同上